

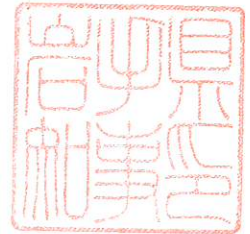
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 宮城県仙台市宮城野区蒲生字八郎兵衛谷地第二112番地
地の10

氏名 東北油化工業株式会社 代表取締役 松原 柳子
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 7年 8月20日

許可の有効年月日 令和12年 8月19日

無断転用禁止

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・動物系固形不要物
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず
- ・鋳さい
- ・がれき類
- ・ばいじん

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成22年 8月20日 当初許可

平成27年 8月20日 更新許可

平成28年11月24日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に動物系固形不要物を追加
(以下、裏面記載)

この許可証は原本の写しに相違ありません

複写無効

東北油化工業株式会社
産業廃棄物中間処理施設

したこと。)
令和 2年 8月20日 更新許可
令和 5年 9月 7日 変更届出書受理（代表者を松原誠から変更したこと。）
令和 7年 8月20日 更新許可
以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無
以下余白

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有
以下余白

無断転用禁止

この許可証は原本の写しに相違ありません

複写無効

東北油化工業株式会社

産業廃棄物中間処理施設